

事例項目	市民に誤解を与える記述の広報掲載について <議会の議決を経ていない時期における、広報紙への誤解を与える記事の掲載>
事例発生時期	平成19(2007)年8月・平成20(2008)年6月
担当課	福祉推進部 保育課
事例概要	発生までの経過 ①保育園民営化推進担当(当時)は、平成19(2007)年8月号の広報かどまにおいて、平成21(2009)年4月から民営化する4ヶ所の保育所を決定した旨の記事を掲載した。【資料(2)－17－1】 ②平成19(2007)年8月1日、議員から「決定は平成20(2008)年6月に予定されている議会において、門真市立保育所条例の改正の議決後であり、市民に誤解を与える記事である」等の指摘を受けた。 ③平成20(2008)年6月号の広報かどまにおいて、市立保育所の民営化に伴う運営法人決定についての記事を掲載した。【資料(2)－17－2】 ④平成20(2008)年5月30日、議員から「議会における門真市立保育所条例の改正の議決を経ていないにも関わらず、民営化が決定したかのような表記は市民に誤解を与えるものであり、議会軽視である」等の指摘を受けた。
	当時の対応 ①平成19(2007)年8月号の記事については、平成19(2007)年9月号に補足内容を掲載した。【資料(2)－17－3】 ②平成20(2008)年6月号の記事については、平成20(2008)年7月号に補足内容を掲載した。【資料(2)－17－4】 ③平成20(2008)年6月2日付けで市立保育所保護者あてに、福祉推進部長名で広報掲載についての補足説明及び謝罪の文書を通知した。【資料(2)－17－5】
発生原因	①議会の議決を必要とする事項に対する認識が不十分であった。 ②前例について、内部での情報の共有が不十分であった。
再発防止対策	①広報原稿の作成の際は、適切な表現を心がけるなど、担当者間での意思疎通を徹底する。 ②課内で前例に関する情報を共有し、再発防止に努めるよう徹底する。 ③特に議会議決事項は、議決日と市広報紙の配布日に留意し、市民に適切な情報を提供するよう徹底する。
添付書類	【資料(2)－17－1】…広報かどま平成19(2007)年8月号 【資料(2)－17－2】…広報かどま平成20(2008)年6月号 【資料(2)－17－3】…広報かどま平成19(2007)年9月号 【資料(2)－17－4】…広報かどま平成20(2008)年7月号 【資料(2)－17－5】…平成20年6月1日号の広報について(通知文)